

事 務 連 絡
令 和 4 年 5 月 6 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
理事長

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

事業用自動車の安全確保の徹底につきましては、機会あるごとに注意喚起しているところですが、先月 28 日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるといふ事案が発生いたしました。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところですが、改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、傘下会員事業者に対して周知徹底をお願いいたします。

以上

担 当：技術安全部 田中、横山
(TEL) 03-3216-4015